

予算決算委員会総務分科会 会議録

- 1 期 日 令和5年12月4日（月）
- 2 会 議 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午後1時00分
- 4 閉会時刻 午後2時19分
- 5 出 席 者

【議会】

主 査 藤原 正光 副主査 石川 紀子
委 員 嶺岡 慎悟 委 員 鈴木 久裕
委 員 草賀 章吉
（欠席 二村禮一委員）

【当局】

担当部課長

【事務局】

議事調査係長

- 6 傍聴者等 あり
- 7 議 題

(1) 審査事項

- ・議案第101号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について（所管部分）
- ・議案第107号 令和5年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- ・議案第108号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- ・議案第109号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- ・議案第110号 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について
- ・議案第111号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第112号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
- ・議案第113号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- ・議案第114号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・議案第115号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

(2) その他

- 8 会議の概要 別紙のとおり
- 9 署 名 掛川市議会予算決算委員会主査 藤原 正光
令和5年12月4日
以上のとおり、報告します。

掛川市議会議長 山本 裕三 様

議 事

午後1時00分 開議

○主査（藤原正光） ただいまから予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

当分科会に送付されました議案は、分割送付されました議案第 101号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 9号）をはじめとして計10件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、私から 3点御連絡を申し上げます。

初めに、二村禮一委員におかれましては、所用により本日の会議を欠席いたします。

次に、当局から説明資料の配付について申出があり、許可いたしましたので、お手元に配付してあります。

次に、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。また、質疑においては、まず議案等のページ及び款項目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いするとともに、一問一答方式でお願いします。

なお、議案に関係のない質疑や意見は静止することがありますので、御承知おきください。

以上事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

なお、議事の都合により、別紙の議案審査順のとおり審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第 101号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 9号）、第 1条歳入歳出予算の補正、歳入中所管部分、歳出中第 1款議会費、第 2款総務費、第 4款衛生費、第 6款農林水産費、第 8款土木費、第 9款消防費、第12款公債費の各所管部分、第 2条債務負担行為の補正、第 3条地方債の補正を議題といたします。

それでは、初めに当分科会の所管に関わる人件費の補正について、大井総務部長から一括して説明をお願いいたします。

〔総務部長説明〕

○主査（藤原正光） ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 確認というか前に伺ったので確認ですけれども、12月10日のボーナス日は改定前で、これが支給されるのがいつになるのか、そこら辺がしっかりできているか確認させてください。

○主査（藤原正光） 大井部長。

○理事兼総務部長（大井敏行） 今週の金曜日、12月 8日の日に期末・勤勉手当を支給させていただきますけれども、今回この議案が議決されて、今の予定で行きますと、12月28日の日に支給する段取りでおります。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。

○委員（鈴木久裕） 18日議決、21日じゃ間に合わない。

○主査（藤原正光） 大井部長。

○理事兼総務部長（大井敏行） すみません、手続的に時間がないということで、28日に支給をさせていただきたいと思っております。

○主査（藤原正光） そのほかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

続いて、財政課の説明をお願いいたします。

財政課長。

[財政課長説明]

○主査（藤原正光） 増田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 説明資料のほうの 2番目の長期債償還元金。本来、辺地債をそのまま持って、通常で返せば、普通でいくと 5分の 1で。逆に、さらに 8,300万円を返すということは、辺地対策事業を活用すると 4億円以上の事業費ができるわけで、8,000万円として 3億 2,000万円は新たに事業にできるわけですよ。市としてはかなり投資をするよりは幕引きを優先したという考え方なのかなと思うんだけど、このあたり、査定というか意思決定していく中で、財政所管課としての考え方、どういう議論をしたのかというのを聞かせてください。

○主査（藤原正光） 増田課長。

○財政課長（増田忍） 今おっしゃられたとおり、今回の繰上償還分については、今後、6,700万円ほど交付税措置が見込まれましたが、この施設を保有し続けた場合に更新費用等がかかってくるということも考えますと、今のタイミングで譲渡するということが妥当であると考えております。

○主査（藤原正光） よろしいですか。そのほかございますか。

[発言する者なし]

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

それでは、続きまして下水道課の説明をお願いいたします。

小野田下水道課長。

[下水道課長説明]

○主査（藤原正光） 小野田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木久裕委員。

○委員（鈴木久裕） 3つとも人件費、今回増額会計になると思うんだけど、減額の補正というのは主にどんな要因があるのか、もうちょっと先ほどより詳しく説明してほしい。

○主査（藤原正光） それでは、お願いします。

小野田課長。

○下水道課長（小野田良） それでは、まず市町村設置推進事業につきましては、人件費につきましては、人件費に関する繰出金部分につきましては増額となります。こちら、内訳としては17万 6,000円ほど繰出金の増額に当たります。そのほかの減額分につきましては、大きなものは、まず消費税の見込みを決算のベースに直したのによります減額分であります。それと、元利償還金の金額もこちら減少となりますので、これらを合わせまして、一般会計としては総額で 210万 6,000円を減額するというものでございます。

続きまして、農業集落排水事業につきましては、こちらもちろん人件費に相当する部分は増額となっておりますが、時間外手当の見込みを修正したことによりまして、併せてこちらの人件費分ということで説明を申し上げたところであります。

公共下水道事業会計につきましては、こちらの人件費分につきましては、配置人員数の増減、それと見込み単価の変更によります減額ということで、人件費については減額ということで積算しております。

以上です。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○主査（藤原正光） よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 1番と2番の財政管理費と長期債償還元金につきましては、僕は、ならこの里そのものの廃止に反対なので、これについては反対です。

○主査（藤原正光） ならここについては反対なので、ここについては反対したいというような今御意見をいただきました。

そのほか、委員間討議においてございますか。今の鈴木委員の御意見に対してございますでしょうか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 討議ということで、ならこの里に関してはいろんなお考えがあるかと思いますが、今キャンプが人気だったのが正直統計的にはキャンプ人気に陰りがきているという状況もある中で、今回この判断をされるというのは妥当なところもあるかなというところ、いろんな協議の中ではしているかと思いますが、私のほうとしては、その思いで、賛成という言葉は使わないほうがいいと思いますけれども、そのように考えています。

以上です。

○主査（藤原正光） 今キャンプ人気のほうに少し陰りがあるものの、タイミング的には妥当じゃないかという御意見もいただきました。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今の議論で、キャンプ場人気は今が潮どきというのは、そもそも売るなら今だよ。その前に、中山間地域の振興の拠点としての役割はどうだったのか。それは行政が担うべきなのか、ちゃんと今までできてきたのかということについては、さきに議案質疑したとおりのあの程度の回答なわけですよということをしっかり。まあ、売るなら今ですよというのは、まさにそれはひとつあれだけでも、それは先っちょの話。もともとのところをもうちょっと。

○主査（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） ならこの里の利用を中山間地域の振興というそのものがもう少しずれていて、ならこの里があったからと、私も住んでいるのは中山間地ですけども、大した根拠もないわけですし、そういう面でいくと、ちょっと美辞麗句で並べ過ぎていることはある。ならこの里そのものの経営だとかいろいろなことを考えると、民間譲渡するというのは、もうそう言っていることなので、既に情勢も決まっているわけだから、今さらそんなこと言っても駄目じゃないかな。言うんだったらもっと早い段階で言わないと、今さらやめるといふことにもいかないし、地域でも全部賛成をしてきている話なので、そういう意見が議会から出てくるということは、「えっ」という人も多分いると思いますよ。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いや、そんなことはないですよ。今まで全協とかそういうところで説明があったけれども、この間の代表質問でも言ったんだけど、いろいろ計画とかそういうのは、行政としてやりたいということは、もちろん事前にいろんなあれなんだけれども、最終的に議決というのは今しかないわけですよ。今日に至るまで、ならここについて、だから廃止する条例とかについて、今、来年の3月31日をもって廃止するということが提案されているわけで、本来何も議会として決めていないでしょう。まさに「聞きおく」ですよ。その都度その都度反対の声はあったわけだし。

仕組み上しょうがないけれども、だとすると、今さらじゃないかと言うんだったら、もっと 1年、2年前に廃止する条例というのをまず議決しておいて、施行日を令和 6年 4月 1日と、そういう提案の仕方だつてあるわけですよ、意思決定するとすれば。だから、そういうことしないで、詰将棋のようにじゃないけれども、本当に議決して意思決定するということであれば、そういう提案の仕方をしてもらいたいというようなこともあるわけですよ。

だから、議会とは本当に、この議案というのは切ないもので、結構出されてくるのを刹那刹那に動く、ここまで詰め寄ってもしょうがないじゃんというのがみんな大勢になるわけ。でも、本来のあれとしたら、その前に、大前提のところで、じゃあ、どういう方針のことを、何でこの意思決定というか。だから、もしやるとすれば、もし議案の提出が遅くなると、今でなければどうしてもできなかったとするならば、するならば、全協で協議事項として大方針を検討する、そういうやり方もあるわけですよ。現に、浜松市の区割り案とかそういうあれじゃないですか。今議決をして、全協だったかな、その前に、1年ぐらい前に全協で決定をする、事実上の決定をするという、そういう運び方もある。ただ、本当になかなか市政運営の中で、議決というか議案提出と議決のタイミングは、意思決定というのはなかなか難しい問題で、草賀委員が言うのは、今までもう来ちゃったからというけれども。

○主査（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） かつて当局にいた人間が言うような発言じゃないと思っているんですけども、それを前提してきて成り立ってきていると。そうであるならば、全て議決が先行していかないといけない。だけど、決まっていなものを先に議決だけするというのは、じゃあ、買ってくれるの、買ってくれないのと買うこと前提にしてということもできなかったんだろうし。だから、ここに流れてくるというのは、当然最後はここに来るんだよと分かっている業者選定をいかがしましょうかというから賛成と言ったわけじゃないですか。だから、最後はどこかで決定していかなきゃいかん。それは議決ということだ。本当に反対するのであれば、もっと前の段階で意思表示をしておかないと、この段階に来て、決まった業者はどうされるんですか。反対になっちゃったよと。また違約金ですか、市が。そういうふうなことも考えられるじゃないですか、だってもう決定しているんだもの。

○委員（鈴木久裕） 決定していない。

○委員（草賀章吉） いや、決定というのは議会が議決をしていないんであって、締結はするわけじゃないですか。

○委員（鈴木久裕） 今は仮契約。

○委員（草賀章吉） そうですか、そういう位置づけですか。なんとでもなるんですか、本当に。そういうふうに私は理解していないですよ。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） じゃあ、仮契約の内容、そういった議決のことは反映されないのか、違約金が入っているのか、じゃあ、確認してもらいましょうよ。

〔「後から確認でも構わないけれども」との声あり〕

○委員（草賀章吉） 環境産業委員会のほうで出ているんだろうけれども。

○主査（藤原正光） 後ほど確認させていただきます。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） だから、その意味で、僕の発言に対して今さら言うなよと、そういう言い方はやめてもらいたい。

○主査（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） ただ、今もまだ原因がずっとあるんですけれども、条例は廃止されていないけれども、今は、譲渡もそうです、3月まで。それから実際の締結になるんだろうと思う。

〔発言する者あり〕

○委員（草賀章吉） だから、この議決が通らなければ、それだったらそういうようにみんなも理解しなきゃいけないんだけど、今後も。こういう案件はすごく多いですよ。最後に金の決定が来るわけだから。方針だとかそういうのが先に来て、方針に対しては議決をあまり取っていないわけだから。だけれども、当初方針というのに出てきた場合、それが賛成だということは、最後に来て、それはいやいやということにはなかなかならない。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 御言葉ですが、僕は、ならこの件について一回も民間譲渡に賛成したことはない。

○主査（藤原正光） ありがとうございます。

今、議決についてと、あと意思決定のタイミングについて少し議論をいただきましたけれども、今回の第101号、鈴木委員のほうは、中山間地域の振興についてできたのかということ saying it like this 御意見もいただいて、草賀委員は、そもそもならここと中山間地域の振興というのはなかなか結びついてはいないじゃないかというそれぞれの御意見をいただいたところでございます。では、その辺を踏まえて、既に反対だと表明されていますので、ここで、分科会としての意思を決めたいと思います。

それでは、議案第101号について、原案は妥当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○主査（藤原正光） ありがとうございます。賛成多数にて、原案は妥当とすることに決定しました。

続きまして、議案第108号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

それでは、下水道課の説明をお願いいたします。

下水道課長。

〔下水道課長説明〕

○主査（藤原正光） 小野田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了します。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第108号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続いて、議案第109号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、下水道課の説明をお願いします。

小野田下水道課長。

〔下水道課長説明〕

○主査（藤原正光） 小野田課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、委員間討議をしていきたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了します。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 109号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続いて、議案第 110号 令和 5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

それでは、下水道課の説明をお願いします。

小野田下水道課長。

〔下水道課長説明〕

○主査（藤原正光） 小野田課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がありましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 事項別明細書の 221ページ、長期前受金の戻入のところ、もう一回もう少し細かく説明いただきたい。

○主査（藤原正光） 小野田課長。

○下水道課長（小野田良） 長期前受金の戻入は、補助金などでもらっている財源を、それを分割して戻し入れるという、そういう会計処理をした、非常に煩雑なものであるのですが、それを毎年毎年前受けの戻入として戻し入れるものです。今回は、令和 4年度までの決算でもって固めてきた処理の数値を補正する必要があるというふうに判断しましたので、それを、見積もり過ぎていたものをちょっと減らして直すということでしたもので、利益についてはそれで減ってしまう形になるのですが、会計的にはそれが一番正しいであろうと判断したもので、この処理をしたものです。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了いたします。

それでは、ここで分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 110号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

下水道課長、ありがとうございます。

それでは、続いて議案第 107号 令和 5年度掛川市水道事業会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

それでは、水道課の説明をお願いします。

宮崎水道課長。

〔水道課長説明〕

○主査（藤原正光） 宮崎課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了いたします。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 107号については、原案は妥当ということよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

水道課の皆さん、ありがとうございました。

それでは、続いて議案第 111号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、人事課の説明をお願いいたします。

深田人事課長。

〔人事課長説明〕

○主査（藤原正光） 深田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） さっきの議案質疑で、総務部長の答えたことについてですけれども、特別職報酬等審議会条例の中の特別職報酬等についてが結構定義で議論になっていたと思うんですけれども、あのときの説明で、第 1条は議会の議員の議員報酬の額と市長、副市長、教育長の給料の額、これを併せて報酬等と言っているという説明を、これは定義の問題なんだということで、報酬は報酬、給料は給料という、ここはここで第 1条で言い切っているのと明確な御説明をしていただくともっと分かりやすかったかなと思うんですが、いかがですか。

○主査（藤原正光） 大井総務部長。

○理事兼総務部長（大井敏行） 先程の回答では、そこまで説明できなかつたんですが、議員おっしゃるとおり、そのような説明をすればよかつたと思いました。

以上です。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 改めてそういうことで理解しましたので。

それと、中身について、議員の特に手当てについてお手盛りじゃないかという感覚もしたりして、なかなか

か心苦しいところもないわけではないんですが、通常国の人勧等に基づいてずっとやってきたと思うんだけれども、これと違う運びとした事例はあるんですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 掛川市で申しますと、別の改正をした例はありません。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） つまり今までもこういうことでやっていた。そうすると、今年なんで今年から変えるのということについてなかなか説明ができないんだよねということがあり、お手盛りじゃないかということについて、じゃあ、お手盛りじゃないという、ずっとそれでやってきて、今回やめるという理由がなかなか、もっと経済的とか厳しい事態もあったし、それでも同じように、当然減額は減額でやってきたんだけれども、こういう基準というか国の動きに合わせてやってきたという。今回だけ違う基準を適用しようといったときに、どういう基準というか論理でやればいいのか、ちょっと僕はよく説明できないので、これはこれで意見、もう意見になっちゃっているけれども、これはこれでしょうがないのかなという感じがしているんですけれども。

○主査（藤原正光） 質疑ではない。

○委員（鈴木久裕） はい。

○主査（藤原正光） そのほか質疑はありますか。よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） じゃあ、よそで違う運びをしているような、そういう自治体はありますか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 今回の改正に当たって、県内で、ほとんどの市町は同じ対応なんですけれども、現状特別職については皆さん一緒です。今現状で把握している範囲では、皆さん同じ対応をしております。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

それでは、ここで委員間討議をしていきたいと思えます。もう既に鈴木委員のほうから御意見をいただいておりますのでございますけれども、鈴木委員の先ほどのお手盛りではないかと、今年なんでという、なかなか説明がつかないよということで、国の動きに合わせてきているということではしょうがないのではないかと御意見をいただいておりますが、これに対して何か御意見がありましたらお願いしたいと思えます。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） いろいろそれこそ首相の対応だったりとかそういうのが今委員の中での話とかに来るのかなというふうには思いますが、物価高騰に関しては特別職も含めて社会の情勢ではありますので、それと、お給料も民間の給料も、上がっていないという声があるのは当然理解はしておりますけれども、平均としてはそういった数字も根拠としてはあるものですので、その中で、今回ここを逆に議員としては、議員や特別職を上げるべきではないというのはまたちょっとちょっと違う議論なのかなというふうには思っておりますので、妥当ではないかというふうには思っています。

○主査（藤原正光） ありがとうございます。物価高騰、社会情勢、そういう根拠もあるということで御意見をいただきました。

そのほかございますか、御意見。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、今の根拠等についてのことを委員会のほうに報告していきたいというふうに思います。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 111号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続いて、議案第 112号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、人事課の説明をお願いいたします。

深田人事課長。

〔人事課長説明〕

○主査（藤原正光） 深田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了いたします。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 112号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続いて、議案第 113号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、人事課の説明をお願いします。

深田人事課長。

〔人事課長説明〕

○主査（藤原正光） 深田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） よろしいですか。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 113号については、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続いて、議案第 114号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、人事課の説明をお願いいたします。

深田人事課長。

〔人事課長説明〕

○主査（藤原正光） 深田課長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今回の条例改正に先んずる組合との交渉の状況と、それから、もちろん妥結しているからとは思いますが、妥結の状況について教えてください。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 今回の改定に当たっては、10月に 1回、11月に 1回、組合との交渉をしております。10月の交渉の時点において、給与改定については了解を得ているところです。

以上です。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 考え方として、人勤がそのとおりの期末と勤勉両方に振り分けて上がっているということですね。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） はい。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 本来期末だけのほうが望ましいなと思うけれども、そういうことで、人勤も出てきて組合が妥結しているということなら、それはそれで分かりました。

給料表の改定について、今回特徴というところと多分下の級の人に厚く、上の級のさらに大きい号給については低くという流れだと思うけれども、何か特徴的なことがあったら教えてください。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 委員のおっしゃるとおりで、全ての号給において引上げではありますが、若年層中心の引上げで、先ほど申し上げたとおり 1級の高卒の初任給のところでは 1万 2,000円の引上げ。年齢の高いとか上の部長級については、1,300円、1,400円程度の改定になっております。

○主査（藤原正光） よろしいですか。そのほかございますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） すみません、ちょっと私の理解不足がある可能性が高いですけれども、定年前再任用短時間職員の場合が1.25%アップというような考えであって、その根拠というか一般職員が 2.5%に対して1.25%になったのをちょっとお聞きできればなど。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） いずれも人事院勧告の勧告どおりではありますが、定年前再任用短時間勤務職員というのは60歳を超えた年齢の方になりますので、給料表の改定でいっても改定幅が少ない対象になるという形になると思います。

○主査（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 関連で、今、定年前再任用の職員はいるんですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 今年度からスタートする制度ですので、今年の 3月に定年前再任用短時間勤務職員を希望する人が出て、初めて該当する方がいるという職になります。

〔「来年の 3月」との声あり〕

○人事課長（深田貴子） 来年です。

〔「今はいないんだよね」との声あり〕

○人事課長（深田貴子） 今は。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 関連で。定年前再任用短時間の人は、級は何級の位置づけでしたか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 給料表自体は 1級から 8級まで該当する級が設定されております。現在それに該当する、今で言うところと暫定再任用職員と申し上げますけれども、その職員については、今で言うところ 1級から 4級までの該当者がいる状況です。

以上です。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 来年度から、もう聞くことかどうかわかりませんが、結構定年前再任用はいそうですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 現在規定上は10月末までに希望を取り、審査を経てとなっておりますので、希望者はいる状況ではありますが、まだ決定の段階ではありませんので、そういう状況です。

○主査（藤原正光） そのほかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 組合と交渉をしっかりとさせていただいて妥結しているということなので、僕は特に言うことはありません。

○主査（藤原正光） 組合としっかりと交渉をしているので特にないということで御意見をいただきましたが、それに対して何か御意見があれば。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了します。今の点については、予算決算委員会のほうへ報告をさせていただきたいと思います。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 114号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

続きまして、議案第 115号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、人事課の説明をお願いいたします。

深田人事課長。

〔人事課長説明〕

○主査（藤原正光） 深田課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 少し。この改定の趣旨というのはどういうものですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 一般職の任期付職員というのは、一般職でもありますので、人事院勧告に基づき改定するという事で改定しております。

○主査（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 要は、国のそういった人事院勧告に従っているのが意図ということで考えたらいいんですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 現在、今回の改定の対象となる特定任期付職員という職員は掛川市には在籍しておりません。任用しておりませんので、国の改定に基づいて、制度として条例を整理しているという状況です。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） もうちょっと分かりやすく説明してもらうように、もしいるとすると、対象として考えられる職種はどのような人になりますか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 一般的にこの給料表の対象になる職員は、高度な知識と経験を持った職員ということになっておまして、他市の例でいいますと医師とか公認会計士とか弁護士、そういった方が該当で使用しているという状況です。

○主査（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先生とかの任期付採用とは、これは適用されないんですか。

○主査（藤原正光） 深田課長。

○人事課長（深田貴子） 状況によっては使用している例もあるやもしれませんが、ちょっと把握しておりません。この特定任期付職員の給料表を使う以外で任期付き採用する場合は、一般職の給料表を使うことも選択ができますので、そちらを使っている方も多くいらっしゃると思います。

○主査（藤原正光） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○主査（藤原正光） それでは、委員間討議を終了いたします。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 115号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（藤原正光） それでは、原案は妥当とすることに決定しました。

以上で当分科会に送付された議案の審査は終了しました。

人事課の皆さん、ありがとうございました。

以上で、予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

午後2時19分 散会